

○尼崎市公印規則

昭和27年9月27日

規則第26号

改正 昭和28年4月1日規則第3号	昭和29年11月11日規則第26号
昭和30年5月1日規則第23号	昭和30年11月1日規則第36号
昭和31年2月28日規則第10号	昭和31年8月28日規則第28号
昭和32年4月1日規則第14号	昭和32年6月5日規則第17号
昭和32年8月9日規則第21号	昭和32年11月20日規則第31号
昭和33年3月20日規則第6号	昭和33年7月29日規則第19号
昭和34年6月10日規則第31号	昭和34年10月17日規則第45号
昭和35年4月11日規則第12号	昭和35年7月1日規則第28号
昭和35年7月20日規則第31号	昭和35年9月8日規則第39号
昭和35年12月28日規則第53号	昭和36年2月1日規則第3号
昭和36年6月13日規則第30号	昭和36年8月1日規則第38号
昭和36年11月16日規則第48号	昭和37年3月12日規則第5号
昭和37年5月10日規則第21号	昭和37年7月1日規則第34号
昭和37年9月1日規則第39号	昭和37年11月1日規則第56号
昭和38年4月15日規則第26号	昭和38年8月1日規則第43号
昭和38年12月2日規則第63号	昭和39年4月1日規則第10号
昭和40年1月14日規則第3号	昭和40年4月1日規則第12号
昭和40年6月2日規則第51号	昭和40年10月1日規則第66号
昭和40年10月27日規則第70号	昭和40年11月9日規則第71号
昭和41年3月1日規則第6号	昭和41年5月17日規則第34号
昭和41年8月4日規則第51号	昭和41年10月19日規則第67号
昭和41年12月1日規則第78号	昭和41年12月12日規則第84号
昭和42年4月1日規則第26号	昭和42年6月13日規則第44号
昭和43年3月1日規則第4号	昭和43年4月1日規則第25号
昭和43年8月19日規則第47号	昭和44年4月1日規則第28号
昭和44年7月1日規則第45号	昭和44年7月28日規則第52号
昭和44年10月13日規則第57号	昭和45年2月5日規則第3号
昭和45年4月1日規則第26号	昭和45年10月14日規則第72号
昭和46年4月1日規則第27号	昭和46年8月1日規則第53号
昭和46年12月1日規則第74号	昭和47年4月1日規則第33号
昭和47年7月8日規則第51号	昭和47年11月1日規則第77号

昭和48年3月31日規則第29号 昭和48年6月12日規則第49号
昭和49年4月1日規則第43号 昭和49年5月22日規則第49号
昭和49年7月22日規則第75号 昭和50年3月12日規則第10号
昭和50年3月31日規則第26号 昭和51年4月1日規則第40号
昭和54年4月13日規則第18号 昭和55年3月31日規則第15号
平成5年9月16日規則第51号 平成19年3月30日規則第42号
平成29年3月31日規則第29号

(この規則の趣旨)

第1条 本市において使用する公印については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(昭42規則26・全改)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公印 印章公印及び電子公印をいう。
- (2) 印章公印 市、市長以外の市の機関等の名称又は市長名その他の職の名称をもって施行する文書その他公務上作成された文書（以下「文書」という。）に使用される印章で、その印影を表示することにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。
- (3) 電子公印 文書に表示される標章（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合により表示されるものをいう。以下同じ。）でこれを表示することにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものが記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

(昭29規則26・昭31規則28・昭37規則34・昭38規則26・一部改正、昭42規則26・全改、昭44規則52・一部改正、平29規則29・全改)

(公印の種別)

第3条 公印は、一般公印及び専用公印とする。

- 2 一般公印は、専用公印を使用することができる場合を除いて使用するものとする。
- 3 専用公印は、使用区分として総務局長が別に定める事務の用途に限り使用することができる。

(昭28規則3・一部改正、昭42規則26・全改、平29規則29・一部改正)

(公印管理課長)

第4条 公印に関する事務を総括する者として、公印管理課長を置く。

- 2 公印管理課長は、文書管理に関する事務を主管する者で総務局課長の職にあるものをもって充てる。

(昭42規則26・一部改正、昭50規則26・全改、平29規則29・全改)

(印章公印の管理等)

第5条 印章公印の取扱い及び保管その他の印章公印の管理に関する事務の責任者として、印章公印管理者を置く。

2 印章公印管理者は、総務局長が指定する。

3 印章公印管理者は、印章公印を、盗難、紛失、毀損、不正使用等（以下「盗難等」という。）がないように厳重に保管するとともに、常に鮮明に押印することができる状態にしておかなければならない。

4 印章公印管理者は、印章公印の盗難等があったときは、直ちに、その旨を公印管理課長に報告しなければならない。

5 印章公印管理者は、印章公印の押印に関する事務を補助させるため、その所属する部局の職員のうちから印章公印押印取扱者（以下「押印取扱者」という。）を置くことができる。

(昭42規則26・追加、昭44規則28・昭45規則26・昭47規則33・昭50規則26・昭55規則15・平29規則29・一部改正)

(印章公印の新設等の手続)

第6条 総務局長は、必要があると認めるときは、印章公印を新設し、若しくは廃止し、又は印章公印の使用区分を変更することができる。

2 事務の執行に当たって、印章公印を新設し、又は印章公印の使用区分を変更する必要があるときは、当該事務を所管する課（これに準ずる組織を含む。以下同じ。）の長（当該長の事務を取り扱う者を含む。以下同じ。）（印章公印の使用区分の変更にあつては、当該印章公印の印章公印管理者）は、公印管理課長にその旨を申し出なければならない。

3 印章公印管理者は、その管理する印章公印が摩耗、毀損等により使用に耐えなくなったとき又は当該印章公印を使用する必要がなくなったときは、速やかに、公印管理課長にその旨を申し出なければならない。

4 市長は、第1項の規定により総務局長が印章公印を新設し、又は廃止するときは、当該印章公印の名称、印影及び使用区分その他市長が必要と認める事項を告示するものとする。

5 市長は、第1項の規定により総務局長が印章公印の使用区分を変更するときは、当該印章公印の名称並びに当該印章公印の変更前及び変更後の使用区分その他市長が必要と認める事項を告示するものとする。

(昭29規則26・昭30規則36・昭34規則31・昭37規則34・昭42規則26・昭45規則26・昭47規則33・昭50規則26・一部改正、平29規則29・全改)

(印章公印の廃棄)

第7条 印章公印管理者は、前条第1項の規定によりその管理する印章公印が廃止されたときは、速やかに、当該印章公印を裁断し、又は焼却して廃棄しなければならない。

(昭28規則3・昭29規則26・昭30規則36・昭34規則31・昭37規則34・昭

4 2 規則 2 6 ・ 一部改正、昭 4 5 規則 2 6 ・ 全改、昭 4 7 規則 3 3 ・ 昭 5 0 規則 2 6 ・ 一部改正、平 2 9 規則 2 9 ・ 全改)

(印章公印台帳)

第 8 条 公印管理課長は、印章公印台帳を作成し、全ての印章公印の名称、印影及び使用区分その他総務局長が必要と認める事項をこれに登録しなければならない。

2 市長は、前項の印章公印台帳の閲覧の請求があったときは、これを閲覧に供しなければならない。

(昭 3 7 規則 3 4 ・ 昭 4 2 規則 2 6 ・ 昭 4 5 規則 2 6 ・ 昭 5 0 規則 2 6 ・ 一部改正、平 2 9 規則 2 9 ・ 全改)

(印章公印の押印手続)

第 9 条 印章公印を文書に押印する場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 文書への印章公印の押印を求める者は、その押印を必要とする文書（以下「対象文書」という。）及び当該対象文書に係る決裁済文書（尼崎市文書規程（平成 1 8 年尼崎市訓令第 1 2 号）第 2 条第 1 4 号に規定する決裁済文書をいう。以下同じ。）を当該印章公印に係る印章公印管理者（当該印章公印に係る押印取扱者が置かれているときは、当該印章公印管理者又は押印取扱者）に提示すること。

(2) 対象文書及び当該対象文書に係る決裁済文書の提示を受けた者は、これらを照合し、日付等を除き同一の内容であることを確認したうえで、当該印章公印を対象文書に押印すること。

(3) 印章公印を対象文書に押印した者は、その提示を受けた決裁済文書の所定欄に認印すること。ただし、印章公印を対象文書に押印したことを当該決裁済文書以外の帳簿等に記録したときは、この限りでない。

(4) 印章公印を対象文書に押印したことを前号の帳簿等に記録する場合は、あらかじめ、公印管理課長の承認を受けなければならない。

(昭 2 8 規則 3 ・ 昭 2 9 規則 2 6 ・ 昭 3 0 規則 3 6 ・ 昭 3 4 規則 3 1 ・ 昭 3 7 規則 3 4 ・ 昭 4 2 規則 2 6 ・ 昭 4 7 規則 3 3 ・ 昭 5 1 規則 4 0 ・ 平 1 9 規則 4 2 ・ 一部改正、平 2 9 規則 2 9 ・ 全改)

(事前押印)

第 1 0 条 前条の規定にかかわらず、一定の字句又は内容が定まった文書（以下「定型文書」という。）で施行の日時、場所その他の関係により事前に印章公印を押印する必要があるものは、当該定型文書の施行前に印章公印を押印することができる。

2 前項の規定による押印をしようとする文書を所管する課の長は、当該押印に係る印章公印の印章公印管理者の承認を得なければならない。

3 第 1 項の規定による押印をした文書を所管する課の長は、当該文書について、盗難等を防止するために必要な措置を講じるとともに、適正に管理しなければならない。

(昭 5 0 規則 2 6 ・ 追加、昭 5 4 規則 1 8 ・ 一部改正、平 2 9 規則 2 9 ・ 旧第 1 2 条繰上 ・

一部改正)

(印影の印刷)

第11条 定型文書を印刷する場合において、印章公印の使用上支障がないと認められるときは、当該印章公印の印影を当該定型文書に印刷して当該印章公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定による印章公印の印影の印刷（以下「印影印刷」という。）は、当該印章公印の印影の寸法を縮小して行うことができる。

3 課の長は、その所管する定型文書に印影印刷を行おうとするときは、あらかじめ、その印章公印の印章公印管理者の承認を得なければならない。

4 課の長は、その所管する定型文書に印影印刷を行ったときは、当該定型文書について、盗難等を防止するために必要な措置を講じるとともに、適正に管理しなければならない。

(昭50規則26・追加、昭54規則18・一部改正、平29規則29・旧第13条繰上・一部改正)

(電子公印の管理等)

第12条 電子公印の取扱いその他の電子公印の管理に関する事務の責任者として、電子公印管理者を置く。

2 電子公印管理者は、総務局長が指定する。

3 電子公印管理者は、その管理する電子公印及び当該電子公印に係る標章について不正使用等がないように厳重に管理しなければならない。

4 電子公印管理者は、電子公印又は電子公印に係る標章の不正使用等があったときは、直ちに、その旨を公印管理課長に報告しなければならない。

(平29規則29・追加)

(電子公印の新設等の手続)

第13条 総務局長は、必要があると認めるときは、電子公印を新設し、若しくは廃止し、又は電子公印の使用区分を変更することができる。

2 事務の執行に当たって、電子公印を新設し、又は電子公印の使用区分を変更する必要があるときは、当該事務を所管する課の長（電子公印に係る標章の使用区分の変更にあつては、当該電子公印の電子公印管理者）は、公印管理課長にその旨を申し出なければならない。

3 電子公印管理者は、その管理する電子公印を使用する必要がなくなったときは、速やかに、公印管理課長にその旨を申し出なければならない。

4 市長は、第1項の規定により総務局長が電子公印を新設し、又は廃止するときは、当該電子公印に係る標章の名称及び形状、当該電子公印の使用区分その他市長が必要と認める事項を告示するものとする。

5 市長は、第1項の規定により総務局長が電子公印の使用区分を変更するときは、当該電子公印に係る標章の名称並びに当該電子公印の変更前及び変更後の使用区分その他市長が必要と認める事

項を告示するものとする。

(平29規則29・追加)

(電子公印台帳)

第14条 公印管理課長は、電子公印台帳を作成し、全ての電子公印に係る標章の名称及び形状、電子公印の使用区分その他総務局長が必要と認める事項をこれに登録しなければならない。

2 市長は、前項の電子公印台帳の閲覧の請求があったときは、これを閲覧に供しなければならない。

(平5規則51・追加、平29規則29・全改)

(電子公印に係る標章の出力)

第15条 電子計算機により文書を作成する場合において、電子公印を使用することに支障がないと認められるときは、電子計算機により作成された文書に、電子公印に係る標章を出力することができる。

2 電子公印に係る標章は、当該電子公印の電子公印管理者が指定する電子計算機及びその関連機器以外の電子計算機及び機器を使用して出力してはならない。

3 課の長は、その所管する文書で電子計算機により作成されるもの(以下「所管文書」という。)に、第1項の規定により電子公印に係る標章を出力しようとするときは、あらかじめ、当該電子公印の電子公印管理者の承認を得なければならない。

4 課の長は、所管文書に、第1項の規定により電子公印に係る標章を出力したときは、当該所管文書について、盗難等を防止するために必要な措置を講じるとともに、適正に管理しなければならない。

(平29規則29・追加)

(印章公印の押印等を必要とする文書)

第16条 印章公印の押印又は電子公印に係る標章の出力を必要とする文書は、総務局長が別に定める。

(平29規則29・追加)

(職務代行の場合の公印の使用)

第17条 市長、会計管理者又はその他の職員に事故等があるため、他の職員が職務代理、事務取扱等を命ぜられ、その職務を代行する場合においては、その職務を代行される者の職に係る公印を使用するものとする。

(平29規則29・追加)

(公印の調査等)

第18条 公印管理課長は、必要があると認めるときは、印章公印の保管、その使用状況等について、調査し、又は当該印章公印の印章公印管理者に対し報告を求めることができる。

2 公印管理課長は、必要があると認めるときは、電子公印の管理、電子公印に係る標章の使用状況等について、調査し、又は当該電子公印の電子公印管理者に対し報告を求めることができる。

(昭55規則15・追加、平5規則51・一部改正、平29規則29・旧第15条繰下・一部改正)

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、総務局長が定める。

(昭45規則26・追加、昭50規則26・昭55規則15・平5規則51・一部改正、平29規則29・旧第16条繰下・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 団体及団体長ノ印鑑ノ保管ニ関スル件（昭和15年9月尼秘第3085号各部課長宛通牒）は、これを廃止する。

附 則（昭和28年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年10月1日から適用する。

附 則（昭和29年11月11日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和28年12月1日から適用する。

但し、市長職務代理者に関する規定は、昭和29年11月10日から適用する。

付 則（昭和30年5月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、戸籍用認印に関する規定は、昭和29年12月13日から適用する。

付 則（昭和30年11月1日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年9月12日から適用する。

付 則（昭和31年2月28日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和31年8月28日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和32年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和32年6月5日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、尼崎市長野球場使用許可専用之印に関する規定は、昭和32年4月1日から適用する。

付 則（昭和32年8月9日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和32年11月20日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和33年3月20日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和33年2月19日から適用する。
付 則（昭和33年7月29日規則第19号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和34年6月10日規則第31号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和34年4月20日から適用する。
付 則（昭和34年10月17日規則第45号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和35年4月11日規則第12号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。
付 則（昭和35年7月1日規則第28号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和35年7月20日規則第31号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和35年9月8日規則第39号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和35年12月28日規則第53号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和36年2月1日規則第3号）
この規則は、昭和36年2月1日から施行する。
付 則（昭和36年6月13日規則第30号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和36年8月1日規則第38号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和36年11月16日規則第48号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和36年11月1日から適用する。
付 則（昭和37年3月12日規則第5号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和37年5月10日規則第21号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和37年5月1日から適用する。
付 則（昭和37年7月1日規則第34号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和37年9月1日規則第39号）
この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和37年11月1日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和38年4月15日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和38年8月1日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和38年12月2日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和39年4月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年1月14日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年4月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年6月2日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年10月1日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年10月27日規則第70号）

この規則は、昭和40年11月1日から施行する。

付 則（昭和40年11月9日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和41年3月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和41年5月17日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和41年8月4日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和41年10月19日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和41年12月1日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和41年12月12日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和42年4月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和42年6月13日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年3月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年8月19日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和44年4月1日規則第28号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則（昭和44年7月1日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、様式48に係る改正規定は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

付 則（昭和44年7月28日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和44年10月13日規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、整理番号29から34までに係る改正規定は、昭和44年11月1日から施行する。

（^{くみ}汲取券に係る規定の適用）

- 2 次項の規定による改正後の尼崎市清掃規則（昭和30年尼崎市規則第14号）第6号様式の規定は、人員制に係る^{くみ}汲取券にあつては昭和44年度第4期分から、処理量制に係る^{くみ}汲取券にあつては昭和44年11月分から適用する。

（尼崎市清掃規則の一部改正）

- 3 尼崎市清掃規則の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

付 則（昭和45年2月5日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和45年4月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和45年10月14日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、尼崎市立産業郷土会館長之印及び尼崎市立産業郷土会館使用許可専用之印に係る改正は、

公布の日から施行し、昭和45年7月1日から、尼崎市北保健所園田支所長之印及び尼崎市長北保健所園田支所専用之印に係る改正規定は公布の日から施行し、同年8月1日から並びに兵庫県尼崎市長之印に係る改正規定は公布の日から施行し、同年10月1日から適用する。

付 則（昭和46年4月1日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和46年8月1日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和46年12月1日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和47年4月1日規則第33号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、従前の規定により作成された計量器定期検査不合格票刷り込み専用に係る兵庫県尼崎市長之印については、当分の間、使用することができる。

付 則（昭和47年7月8日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和47年11月1日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年3月31日規則第29号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則（昭和48年6月12日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年4月1日規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、従前の規定により作成された専用公印中整理番号20、38、45から47まで、48、51及び58から62までに係る公印については、当分の間、使用することができる。

付 則（昭和49年5月22日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年7月22日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、別表（２）専用公印中整理番号６８に係る改正規定は、昭和４９年８月１日から施行する。

付 則（昭和５０年３月１２日規則第１０号）

この規則は、昭和５０年３月１２日から施行する。

付 則（昭和５０年３月３１日規則第２６号）

（施行期日）

１ この規則は、昭和５０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則の施行の際、この規則による改正前の尼崎市公印規則（以下「改正前の規則」という。）別表に規定する公印（別表（１）一般公印中整理番号５７並びに別表（２）専用公印中整理番号２０及び整理番号７４に係る公印を除く。以下「改正前の公印」という。）は、この規則による改正後の尼崎市公印規則（以下「改正後の規則」という。）第４条第１項の規定により総務局長が定めた公印（以下「指定公印」という。）とみなす。この場合において、指定公印専用公印整理番号３３の使用区分の欄中「国民健康保険被保険者証刷り込み専用」とあるのは「国民健康保険被保険者証専用」と、指定公印整理番号８２の使用区分の欄中「検査成績書刷り込み専用」とあるのは「検査成績書専用」と読み替えるものとする。

３ 改正後の規則第４条第２項の規定は、前項前段の指定公印については、適用しない。

４ 付則第２項前段に規定する改正前の公印（一般公印を除く。）については、改正後の規則第１３条の規定にかかわらず、当分の間、印影を印刷することができる。

５ この規則の施行の際、現に印影を印刷している改正前の規則別表専用公印中整理番号２０及び整理番号７４に係る専用公印については、付則第２項前段括弧書の規定にかかわらず、改正後の規則の規定による公印とみなし、当分の間、使用することができる。

付 則（昭和５１年４月１日規則第４０号）抄

（施行期日）

１ この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和５４年４月１３日規則第１８号）

（施行期日）

１ この規則は、昭和５４年４月２０日から施行する。

（経過措置）

２ この規則による改正後の尼崎市公印規則別記様式の規定は、この規則の施行の日以後に新設し、又は改刻する公印について適用する。

付 則（昭和５５年３月３１日規則第１５号）

（施行期日）

１ この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の尼崎市公印規則別記様式（裏）の規定は、この規則の施行の日以後に新設し、又は改刻する公印について適用する。

付 則（平成5年9月16日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第42号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の尼崎市公印規則（以下「改正前の規則」という。）第12条第2項の規定により管守者（改正前の規則第5条第1項の規定により置かれる管守者をいう。以下同じ。）の承認を得て改正前の規則第12条第1項の規定により公印が押印された文書で施行日以後に施行されるものについては、この規則による改正後の尼崎市公印規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第2項の規定により印章公印管理者（改正後の規則第5条第1項の規定により置かれる印章公印管理者をいう。以下同じ。）の承認を得て改正後の規則第10条第1項の規定により印章公印（改正後の規則第2条第2号に規定する印章公印をいう。以下同じ。）が押印された定型文書（同項に規定する定型文書をいう。以下同じ。）とみなして、これを施行させることができる。

3 施行日前に改正前の規則第13条第3項の規定により管守者の承認を得て同条第1項の規定により公印の印影が印刷された文書で施行日以後に施行されるものについては、改正後の規則第11条第3項の規定により印章公印管理者の承認を得て同条第1項の規定により印章公印の印影が印刷された定型文書とみなして、これを施行させることができる。